

平成21年4月1日より、組合員貯金の利率を引き下げました

本組合貯金事業は、組合員の皆さまよりお預かりした貯金を運用し、その運用収益を利息として組合員に還元してまいります。これまで、年利1.5%に相応する運用益を確保してきましたが、世界的金融危機の影響から昨年後半以降、為替は円高で推移しており、今後においても同様の状況が予想され、為替変動に影響を受ける仕組債の運用益が低下しています。このことから、組合員貯金の基盤を強く安定させるためには、年利1.5%を維持することは厳しい状況となることから、引き下げさせていただきます。

つきましては、本組合貯金規則第6条の規定に基づき組合員貯金の利率を平成21年4月1日から、年利1.2%（半年複利）に引き下げることになりました。

なお、今後においては、今まで以上に経済情勢の動向に注視し、予定している利率に見合う運用益の確保を図ることとし、運用益に応じた利率の設定を適宜行うことといたしますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

新しく組合員になられた方、まだ貯金に加入されていない方、この春から組合員貯金を始めたい方、貯金事業につきまして、次のとおりご案内いたします。

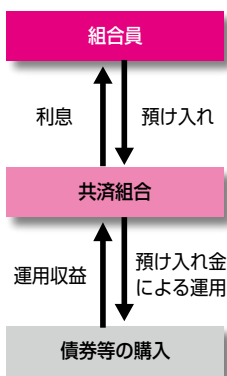
（今回は、在職中の方へのご案内とし、任意継続組合員の取り扱いにつきましては、共済ニュース「すこやか」平成21年1月号8ページをご覧ください。）

1 貯金事業の目的

組合員の安定と福祉の増進を目的として、組合員の貯金の受け入れおよびその運用を行う事業です。

2 貯金事業のしくみ

組合員貯金は、お預かりしたお金を安全かつ効率的に運用することで収益金を得て、貯金加入者の皆さまに利息として還元いたします。



3 貯金の種類

貯金の種類は積立貯金で、積み立ての方法は次のとおりです。

■ 定例積立

毎月の給料から定額を控除し積み立てる（積み立てを行う場合は、5000円以上で1000円単位）。

■ ボーナス積立

6月・12月の期末・勤勉手当から定額を控除し積み立てる（積み立てを行う場合は、5000円以上で1000円単位）。

■ 臨時積立

随時に任意の額の預け入れができます。

4 貯金のできる方

本組合員の組合員（任意継続組合員を含む）および公益的法人等への派遣制度に伴う在職派遣された職員です。ただし、退職派遣者は、派遣前からの加入している場合に限り継続して利用することができますが、新規での加入はできません。

本組合の組合員（任意継続組合員を含む）としての資格を喪失した場合は、解約していただくこととなります。

5 貯金の申し込み

新たにこの貯金制度に加入しようとする場合は、「組合員貯金申込書」および「組合員貯金印鑑届」を所属所共済組合事務担当課を通じ、加入しようとする月の前月27日までに本組合へ提出してください。

	払戻日	締切日
	(休日の場合は前日)	(休日の場合は翌日)
一部払い戻し	毎月10日 毎月25日	払戻月の前月25日 払戻月の15日
解約払い戻し	毎月25日	解約月の15日

6 貯金の払い戻しおよび解約払い戻し

貯金の一部払い戻しを希望する場合は「組合員貯金一部払戻請求書」、解約を希望する場合は「組合員貯金解約払戻請求書」により手続き（※）を行うことにより、「給付金等振込口座指定届」で登録した預金口座に直接送金いたします。この場合、各請求書に押印する印鑑は、必ず届出印を押印してください（貯金の申し込み時に提出いただいた「組合員貯金印鑑届」による届出印、その後届出印を変更している場合は、「組合員貯金諸変更届」により届出いただいた変更後の届出印）。

※ 所属所共済組合事務担当課を通じ本組合へ提出してください。

7 積立額の変更等

定例積立およびボーナス積立における積立額の変更を行う場合は、変更しようとする月の前月27日までに所属所共済組合事務担当課を通じ、本組合へ提出してください。

ただし、定例積立額の変更については、毎月可能ですが、ボーナス積立額の変更につきましては、変更を希望する期末・勤勉手当の支給月のみとなります。

8 貯金者の諸変更

姓名が変わったり、届出印を変更しようとする場合は、「組合員貯金諸変更届」を提出してください。

9 利息と貯金残高の通知

利息の計算は、毎年3月および9月末日に行い、同日元金に組み入れます。また、残高については、毎年3月および9月の各末日現在の貯金額の明細を「貯金現在残高通知書（決算）」により所属所共済組合事務担当課を通じ（任意継続組合員には直接）、貯金加入者に通知します。

10 組合員貯金の利率

年利1.2%（平成21年4月1日現在）です。ただし、一般の金利情勢を勘案して適宜利率変更されます。

11 その他

一定の要件に該当する方（例：母子家庭の母、身体障害者等）は、「障害者等に対するマル優制度（他の金融機関と合わせて元金350万円まで非課税）」を利用することができます。